

官報

号外 昭和二十三年十一月十日

○第三回衆議院会議録第七号

昭和二十三年十一月九日(火曜日)

議事日程

第六号

午後一時開議

第一 会期延長の件

第二 通信省設置法案、通信省設置法の施行に伴う法律の整理等に関する法律案、自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案、農地調整法の一部を改正する法律案、農業協同組合法の一

部を改正する法律案、放送法案、

賃春等処罰法案及び教育公務員の任免等に関する法律案撤回の

第三 常任委員長辞任の件

第四 両院法規委員会規程中改正案(議院運営委員長提出)

第五 両院法規委員会の委員の選挙

第六 檢察官適格審査委員会の委員の選挙

○本日の会議に付した事件

議員辞職の件

○本日の会期延長の件

日程第三 常任委員長辞任の件

常任委員長の補欠選挙

総理大臣の施政方針に関する緊急質問(吉川兼光君提出)

○國会衆議院会議録第七号

午後三時十六分開議

○謹長(松岡駒吉君) これより会議を開きます。

○謹長(松岡駒吉君) 日程第一、会期延長の件につき、お詰りいたしま

す。今回の会期は本日をもつて終了することになりますが、各常任委員長の意見を聞き、議院運営委員会に

もはかつた上、參議院議長と協議の結果、明十日より十一月三十日まで二十

一日間会期を延長したいと思います。

○謹長(松岡駒吉君) まず、その辞表を朗読いたさせま

す。

〔参事朗読〕

○謹長(松岡駒吉君) これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて会期は明十日より十一月三十日まで二十一日間延長するに決しました。

○謹長(松岡駒吉君) まず、その手続を省略して、議長において指名せられたことを望みます。

○石田博英君 常任委員長の選挙は、

○謹長(松岡駒吉君) その目的をもちまして、ここに登壇したことになります。社会党を代表する意見としてお聞き取り願いたいのであります。

○吉田新總理大臣 私は、吉田新總理大臣

の民主政治に対する考え方をお伺いします。

○謹長(松岡駒吉君) つきましては、内閣委員長及び図書館運営委員長の補欠選挙を行います。

○吉田新總理大臣 おきましたして、新聞記者團との会見の際に、民主政治の確立のために内閣を組織したものである、従つて自分の今後

の總理大臣としての行動は、あげて民

主政治の確立のためにするものである

めます。謹長は小川原政信君を内閣委員長に、水谷昇君を図書館運営委員長に指名いたします。

○謹長(松岡駒吉君) 日程第一はあと

まわしとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程第一はあとまわします。

○謹長(松岡駒吉君) 日程第三に入ります。内閣委員長工藤鐵男君及び図書

館運営委員長伊藤郷一君より、それぞれ委員長を辞任したいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

○謹長(松岡駒吉君) 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(松岡駒吉君) 御異議ありませんか。

で再検討するということを特に断つておあります。

本日私が緊急質問をいたしたいところの趣旨は、ここであるのであります。吉田首相のお考えとして、八日の運営委員会において私たちが拜聴したところによりますと、第三国会の本会議の開頭におきまして、総理大臣は施政方針に関する演説をやらないといふのであります。私どもは、日本の議会始まつて以來——これは旧憲法を含めてでありまするが、いまだかつて、當時の総理大臣が内閣を組織いたしました最初の国会におきまして、施政方針の演説を冒頭においてやらなかつたという例を聞いておらないのであります。特に今日の新憲法下における國会におきまして、新内閣を組織しておりますが、いまだかつて、山崎幹事長の議員辞職願に提出されたものにいたしまして、いたずらに官僚、学者を登用せんとする傾向である。吉田総理大臣は、口を開きまするとおきまして、新内閣を組織しておりますが、しかも官公廳職員三百万の生計問題を含むところの公務員法の改正という重大なる議案をひつきげて召集されたる第三国会におきまして、新聞記者に対しでは、原案はできておりませんが、独自の考えをもつて臨むのであると言ひながら、その独自の考えを表明すべきところの冒頭における施政方針の演説をやらないといいますことは、あると言ひながら、その独自の考えをしきねるのであります。

諸君、元來吉田総理は、民自党の総裁として、われくはかねて尊敬をしておるのでござりますが、この吉田

総理が、このたびの組閣あたりましてとられたる行動につきましては、われわれがかねく敬意を拂つておるのには、はなはだ期待に反するお考えが少くないのに驚いておるのであります。その例証を、必要とあれば私はたくさんあげることができまするが、最も大きな例の一つといたしまして、ここにあげたいのは、たとえば先般の政変騒ぎの際に、自党の山崎幹事長に詰腹を切らしたという事件である。これなども、自由党の放送によりますと、それは他党よら山崎幹事長の首班指名の運動があるので、その運動に対する山崎幹事長の政治家としての良心から自発的に辞表を提出されたのであって、すなわちこれは、他党における策動の結果が山崎幹事長の議員辞職を結果したものであると言つては、けれども、われくは、そういうふうにすることはできない。なぜとることができないかと申し上げまするが、経過等についてのこまかい議論は抜きりますけれども、結果から論じて、これは明白である。すなわち先般の本会議におきまして、山崎幹事長の議員辞職願のことが騒ぎとなりましたときには、民主自由党の諸君がほんとうに山崎幹事長の議員辞職願に反対であるならば、何がゆえに辞職に反対の投票をされに賛成の投票をしておりますという

ことは、要するに山崎幹事長を葬り去ることによつて、それに詰腹を切らせることによって吉田内閣をつくらんとする考え方であつたということを雄弁に少くないのに驚いておるのであります。その例証を、必要とあれば私はたくさんあげることができまするが、最も大きな例の一つといたしまして、ここにあげたいのは、たとえば先般の政変騒ぎの際に、自党の山崎幹事長に詰腹を切らしたという事件である。これなども、自由党の放送によりますと、それは他党よら山崎幹事長の首班指名の運動があるので、その運動に対する山崎幹事長の政治家としての良心から自発的に辞表を提出されたのであって、すなわちこれは、他党における策動の結果が山崎幹事長の議員辞職を結果したものであると言つては、けれども、われくは、そういうふうにすることはできない。なぜとることができないかと申し上げまするが、経過等についてのこまかい議論は抜きりますけれども、結果から論じて、これは明白である。すなわち先般の本会議におきまして、山崎幹事長の議員辞職願のことが騒ぎとなりましたときには、民主自由党の諸君がほんとうに山崎幹事長の議員辞職願に反対であるならば、何がゆえに辞職に反対の投票をされに賛成の投票をしておりますという

こと、ファシシヨ的な考えであるとも言い得るかも知れないのであります。

諸君、今日の民主政治の新しき国会におきまして、政党の總裁が總理大臣になりました場合においては、何としても、自分の平素考えておりまするに、他の政党でどういふことを言おうとも、民自党においては、この場合少くとも山崎幹事長の議員辞職願には反対の投票をしなければならぬということを、私は固く信じているのであります。

さらにいま一つの問題は、最近の組閣にあたりまして、開票選考その他にますと、それは他党よら山崎幹事長の首班指名の運動があるので、その運動に対する山崎幹事長の政治家としての良心から自発的に辞表を提出されたのであって、すなわちこれは、他党における策動の結果が山崎幹事長の議員辞職を結果したものであると言つては、けれども、われくは、そういうふうにすることはできない。なぜとることができないかと申し上げまするが、経過等についてのこまかい議論は抜きりますけれども、結果から論じて、これは明白である。すなわち先般の本会議におきまして、山崎幹事長の議員辞職願のことが騒ぎとなりましたときには、民主自由党の諸君がほんとうに山崎幹事長の議員辞職願に反対であるならば、何がゆえに辞職に反対の投票をされに賛成の投票をしておりますという

こと

さて風評といふのは、吉田内閣は何でこの第三国会の召集の当初におきましては、施政方針の演説を用意しておつたというのであります。しかし

ながら、その一枚看板ともいいます

の原因により実現不可能な情勢に追い込まれましたがために、国会冒頭の施政演説が不可能になつたという風評が傳わつておるのであります。諸君、こ

とろの、今述べたところのこれら

の三大政策が、ことごとく予算その他にありました場合には、何としても、自分の平素考えておりまするに、他の政党でどういふことを言おうとも、民自党においては、この場合少くとも山崎幹事長の議員辞職願には反対の投票をしなければならぬということを、私は固く信じているのであります。その例証を、必要とあれば私はたくさんあげることができまするが、最も大きな例の一つといたしまして、ここにあげたいのは、たとえば先般の政変騒ぎの際に、自党の山崎幹事長に詰腹を切らしたという事件である。これなども、自由党の放送によりますと、それは他党よら山崎幹事長の首班指名の運動があるので、その運動に対する山崎幹事長の政治家としての良心から自発的に辞表を提出されたのであって、すなわちこれは、他党における策動の結果が山崎幹事長の議員辞職を結果したものであると言つては、けれども、われくは、そういうふうにすることはできない。なぜとることができないかと申し上げまするが、経過等についてのこまかい議論は抜きりますけれども、結果から論じて、これは明白である。すなわち先般の本会議におきまして、山崎幹事長の議員辞職願のことが騒ぎとなりましたときには、民主自由党の諸君がほんとうに山崎幹事長の議員辞職願に反対であるならば、何がゆえに辞職に反対の投票をされに賛成の投票をしておりますという

こと、要するに山崎幹事長を葬り去ることによつて、それに詰腹を切らせることによって吉田内閣をつくらんとする考え方であつたということを雄弁に少くないのに驚いておるのであります。その例証を、必要とあれば私はたくさんあげることができまするが、最も大きな例の一つといたしまして、ここにあげたいのは、たとえば先般の政変騒ぎの際に、自党の山崎幹事長に詰腹を切らしたという事件である。これなども、自由党の放送によりますと、それは他党よら山崎幹事長の首班指名の運動があるので、その運動に対する山崎幹事長の政治家としての良心から自発的に辞表を提出されたのであって、すなわちこれは、他党における策動の結果が山崎幹事長の議員辞職を結果したものであると言つては、けれども、われくは、そういうふうにすることはできない。なぜとることができないかと申し上げまするが、経過等についてのこまかい議論は抜きりますけれども、結果から論じて、これは明白である。すなわち先般の本会議におきまして、山崎幹事長の議員辞職願のことが騒ぎとなりましたときには、民主自由党の諸君がほんとうに山崎幹事長の議員辞職願に反対であるならば、何がゆえに辞職に反対の投票をされに賛成の投票をしておりますという

こと、要するに山崎幹事長を葬り去ることによつて、それに詰腹を切らせることによって吉田内閣をつくらんとする考え方であつたということを雄弁に少くないのに驚いておるのであります。その例証を、必要とあれば私はたくさんあげることができまするが、最も大きな例の一つといたしまして、ここにあげたいのは、たとえば先般の政変騒ぎの際に、自党の山崎幹事長に詰腹を切らしたという事件である。これなども、自由党の放送によりますと、それは他党よら山崎幹事長の首班指名の運動があるので、その運動に対する山崎幹事長の政治家としての良心から自発的に辞表を提出されたのであって、すなわちこれは、他党における策動の結果が山崎幹事長の議員辞職を結果したものであると言つては、けれども、われくは、そういうふうにすることはできない。なぜとることができないかと申し上げまするが、経過等についてのこまかい議論は抜きりますけれども、結果から論じて、これは明白である。すなわち先般の本会議におきまして、山崎幹事長の議員辞職願のことが騒ぎとなりましたときには、民主自由党の諸君がほんとうに山崎幹事長の議員辞職願に反対であるならば、何がゆえに辞職に反対の投票をされに賛成の投票をしておりますという

こと、要するに山崎幹事長を葬り去ることによつて、それに詰腹を切らせることによって吉田内閣をつくらんとする考え方であつたということを雄弁に少くないのに驚いておるのであります。その例証を、必要とあれば私はたくさんあげることができまするが、最も大きな例の一つといたしまして、ここにあげたいのは、たとえば先般の政変騒ぎの際に、自党の山崎幹事長に詰腹を切らしたという事件である。これなども、自由党の放送によりますと、それは他党よら山崎幹事長の首班指名の運動があるので、その運動に対する山崎幹事長の政治家としての良心から自発的に辞表を提出されたのであって、すなわちこれは、他党における策動の結果が山崎幹事長の議員辞職を結果したものであると言つては、けれども、われくは、そういうふうにすることはできない。なぜとることができないかと申し上げまするが、経過等についてのこまかい議論は抜きりますけれども、結果から論じて、これは明白である。すなわち先般の本会議におきまして、山崎幹事長の議員辞職願のことが騒ぎとなりましたときには、民主自由党の諸君がほんとうに山崎幹事長の議員辞職願に反対であるならば、何がゆえに辞職に反対の投票をされに賛成の投票をしておりますという

こと

からの内閣の性格を明瞭ならしめるために、何をおいてもその施政方針を國会において明らかにすることが当然ではないかと思うのであります。このことをなさずして、いたずらに公務員法の改正を急ぐということを理由に、その内閣の性格を明らかにすることをどこまかそうとしますることは、われわれは、断じてこれを承認することはできません。 (拍手)

君のために、特に第三國会を召集して、なんでも、われ／＼は解决を怠がなければならぬところの公務員法及びそれに関する賃金ベースの改訂であります。去る九月、第三國会が芦田前内閣によつて召集されましたとき、その当初の会期を决定しまする運営委員会におきまして、私も運営委員といたしまして、それに列席したのであります。が、民主自由党から出席された委員の諸君も、該運営委員会で第三國会の会期をきめる際、会期は三十日を最低限度必要とするということを决定しております。すなわち野党にありますまでしてきめる場合においては会期は三十日であるが、一旦これが自分の党が内閣を組織しまして與党になつたる場合は、十日間に会期を压缩することによつてこの問題を簡単に解决しようとするのは、どういうところにその根拠があるのか、われ／＼にはわからぬい。(「社会党の解散はどうした」と呼ぶ者あり) わが党主張の解散問題は必要によつては後刻申し上げてもよし。諸君、このわずか十日の会期によりまして重大なる議案を簡単に葬り去ろうとしまするところの、政府の眞意に、私は大きなファッショ的な考え方があるではないかということをおそれる。顧みますれば、吉田總理大臣は、この前内閣を組織していた當時、労働者に対する不逕の徒という言葉を使つたことがある。彼は今日労働者を

目して依然として不逞の徒と考えておるのであるか。不逞の徒であるがゆえに、わざか十日間で公務員法改正その他を簡単に圧殺しようとするのであるかと私は聞いてみたいのです。

諸君、私どもは、新國會の新しき國會法に照して考えましても、かくのごとき重大なる議案に対しましては、少くとも公聽会のごときものをもたなければならぬと思う。親しく國民の声を議会において聞くことによりまして、われ／＼はこの重大なる法案の改正に誤りなきを期さなければならぬと思うのであります。この公聽会一つを開きましても、五日や一週間はすぐ消えるであろう。労働者の代表、資本家の代表、官公廳のいろいろな方面の代表を集めまして、そういう人々の御意見を公聽会において拜聴することだけでも、一週間や十日は当然必要でなければならない。しかるに、全体をあげて十日間の会期においてこの問題を一片づけようといたしますことは、吉田首相は、かつて不逞の徒という言葉を使って労働者を侮辱いたしましたが、その当時と現在と彼の心境には何らの変化がないということを、われ／＼は思わなければならぬのであります。(拍手)〔政令はどの内閣でつくったんだ」と呼ぶ者あり)

的に政令をつくつたものであると私は思う。政令があればこそ、われくはこの問題をしかく簡単に片づける必要はない絶対にないということになる。これは、ただ単に私のみの議論ではありません、数日來の新聞社の論調においてこれを見る事ができる。たとえば毎日新聞におきましても、明らかにこのことを書いておるではありませんか。十一月九日付、すなわち本日の毎日新聞の社説に、「解散國会に望むこと」と題で、るるこの問題について吉田總理に教えるところがあるのであるが、私は、吉田さんはこれを読んだかと聞きたいのであります。

諸君、大体このたびの政変の目的あるいは原因がどこにあつたかということを御承知であるかということを、私は吉田首相に聞きたい。吉田首相がこのたびの内閣を組織するに至りました政変は、言うまでもなく政界淨化でなければならない。この政界淨化につきましても、吉田さんは——本日の時事新報の記事に、こういうものが出ておるのである。七日の閣議決定事項として該紙上に報道されておるところを見ますと、吉田さんは、その御信念として、現在の衆議院各政党はかかる不祥事で國民一般の信任を失墜しておると断定するから、この際解散を断行することこそ最も妥当な方途であると述べておる。解散の可否については、私はしばらく聞いてませんが、衆議院の各政党が全部不祥事に關係しておると

うことが述べられておるのでありますけれども、各政党といふことについては、異議のある政党も相当あるではないかと思ひますが、但し小とも、これららの政党の中に、吉田さんが總裁をしておりますところの民主自由党の関係において、不祥事の関係者が、中央においても、あるいは地方において最も多數を占めておるということを、吉田さんは御存じであるかということを、聞かなければならぬのであります。

吉田さんはみずから口をぬぐいまして、何らか不祥事を起した政党は民主自由党以外の他の政党のみであるかのごとく言つておりますが、われくは、新聞なりその他の報道でも明確にすることがでできますように、その他の政党に比べまして、はるかに、みずからが主宰いたしますところの民主自由党に、その数が圧倒的に多數であり、またその性質が最も悪辣なものであるということを吉田さんは御存じであるかということを申し上げなければならぬ。

私がかく申し上げますからといふまして、わが党における世評に対しまして耳をおおうとするものではない。従つて、わが社会党といたしましては、それらの問題につきまして、嚴嵩なる中央委員会を通じて、社会党として最善と信する方針をとつたのである。しかるに民主自由党に至りましては、そういうような問題が起りまして

も、それがさも当然のことであるかのごとく、それらの党員に対して何ら歎正を行つたということを、いまだわれわれは聞かないのです。むしろ、そういう人々が拘置所から出て参りますならば、大きな宴会のごときものを開きまして大歓迎をしているということが、新聞に堂々と報じられているということをもつた総裁によつて率いられるところの――政党によつて組織されたところの内閣によつて何の政界淨化なりやと絶叫せざるを得ないのであります。

諸君、私は、民主自由党の諸君が國民大衆に対するほんとうの良心的な考え方をもつならば、まず諸君の総裁であるとか党的幹部に向つて、民自党的な君はその話をしてもらいたい。要するに、ただ單に選挙対策的な、非常に景氣のいい議論だけをいたしますけれども、國民は断じて育てではないのであります。今とうへとして全國に起つておりますところの獄獄事件のほとんど大半は民主自由党的關係者ではないか。國民をして言わしめますならば、入党したる私がこのようない議論をすることがあります。吉田總理大臣がすら目くそ鼻くそを笑うといふかもしませんが、あるいはそれ以上に、総理大臣が政界淨化を説くことが、國民のもの笑いを結果するものであるといふことを、私は申し上げたいのであります。

とにかく吉田内閣といったしましては、從來の日本の議会運営の習慣から考えましても、傳統から考えまして、も、まずみずから内閣の性格を明確にいたしまして、反対党的批判、國民の批判を甘受することによりまして、その政策の遂行をはかることこそ、ほんとうの民主政治であるということの自覚をおもちであるがどうかということを私は吉田首相から聞かざるを得ないのであります。われくは、いかに苛烈なる批判が参りましようとも、それを十分に拜聴することによりまして、みずから政策の遂行に誤りなきを期さなければならぬ。それが今日の民主政治であると私は確信するものであります。

わが新しき民主國会において、私はもは、新しき民主主義的な國會運営の先例をつくらなければならないといふ重大的な立場に立つておるのでございまするが、現段階における吉田首班、吉田さんみずからが私のこの質問をその通りだと裏書きしたことになるのではないかと思うのであります。(拍手)質問は私が最初であります。吉田さんは私は、吉田總理大臣がきわめて非立憲的な人であるということを、このときしみじみと感ずるのである。吉田さんは、口に民主主義をとなえますけれども、民主主義といふことを知らない。民主主義といふることは、そもそも、政党に対する態度、このことは、私は反民主主義の最たるものであるといふことを呼ばざるを得ないのです。吉田總理大臣が、この國会の劈頭におきまして、みずからの施政方針の演説を行わぬところの心理について、政治家として正しい良心的な立場に立つたお言葉を拜聴したいというのが、私手)

(答弁、答弁)と呼び、その他發言する者多く、議場騒然

○議長(松岡駒吉君) お静かに願います。——静黙に願います。——吉田總理大臣にお聞きいたします。お見かけます。(拍手)〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) ただいまの吉川君の御質問に対し、ただちにお答えすべきであります。他の御質問と重複することもあるかと存じます。から、一括してお答えいたします。

〔吉川兼光君登壇〕

○吉川兼光君 今の答弁を聞きまして、私が先刻來、吉田さんは民主主義を解しないということを、この壇上において繰返し述べたのでありますが、吉田さんみずからが私のこの質問を解しないことになるのではなかろう、と裏書きしたことになるのではなかろう、と思ふのであります。

○吉川兼光君 私は、吉田總理大臣がきわめて非立憲的な人であるということが、このときしみじみと感ずるのである。吉田さんは、口に民主主義をとなえますけれども、民主主義といふことを知らない。民主主義といふことは、そもそも、自分で反対の意見を、よば、われくはうなづくことができるかもしれません。私が最初の質問者でありますときには、今の答弁であるならば、われくはうなづくことができる。私は、諸君の貴重なるものは、まず自分で反対の意見を、より親切に、より丁寧に聞くことでなければならぬ。私は、諸君の貴重なる時間でありますにもかかわらず、ここに再び重ねて質問演説をやらなければならぬ段階に來たのであります。

私は吉田總理の答弁がありますまで演説をなさつてはどうかということを聞いて申上げたのであります。それで先刻の言葉を繰返すということを、ここに申し上げておきます。(拍手)

吉田總理は、私が先刻來幾つかの例をあげて御質問申し上げました通りにあります。これほど簡単な質問はありません。これをなさらないところの理由はどこにあるかと、ということを伺つておるのであります。これほど簡単な質問はない、それに対しても

やるのですから、もし重ねてやらなければわからぬといふならば、私は先刻の演説をもう少し敷衍してあらためて申し上げてみてもよろしいので

お答えするのとありますから、その点を御了承の上、議事進行について御発言を願います。

總裁たる吉田君は、二百百余日にわたる長期の議会に、議席についたこと、わざとかに三日である。(拍手)かくのことぐらに蔑視し……。議會を蔑視し……。

そこで私は、この議会の権威を保持し、この議会の運営を円滑にせしむるため、総理大臣に対し反省を促す意味において、暫時休憩をして、その間總理大臣に反省を促し、懇切丁寧なる答

國務大臣殖田俊吉君
厚生大臣林讓治君
商工大臣大屋晋三君
運輸大臣小澤佐重喜君
通信大臣降旗徳彌君

あります。要するに、あなたの御答弁を聞きさえすれば私はよろしいのであります。が、御答弁は願えないものであるか。これを私は、議長を通じてもう一度お伺いしたいのであります。

〔発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君)　ただいまの椎籠君の議事進行に関する発議は、さきの忌避を取消して、議事進行に関する点だけの議事進行であることを附言いたします。

○議長(松岡駒吉君) 植熊君、議事進行の結論を……。

弁をしていただきたいと思うのであります。(拍手)よつて本会議は、議長の宣言によつて暫時休憩をして、ただちに議院運営小委員会を開くべしといふことを提唱いたしまして、私は論理上、臣の反省を促すものであります。この

建設大臣 益谷 秀次君
國務大臣 井上 知治君
國務大臣 岩木 信行君
國務大臣 森 幸太郎君
出席政府委員
内閣官房長官 佐藤 榮作君

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。——吉田總理大臣より答弁はないものであります。先ほどお聞きの通り、あとで一括して答弁をいたすといたします。

○椎熊三郎君(続) それでは発言を継続いたします。

〔発言する者多し〕
○議長（松岡駒吉君） 議事進行の結論
を……。
○椎熊三郎君（続） 私は議事進行について発言しておる。かくのとおり状況能れた。

○議長(松岡駒吉君) ただいまお聞きの通り、椎熊君より暫時休憩の動議が事の進行はあり得ない。断じて吉田君の反省を促すゆえんでござります。(拍手)

〔朝続を省略した報告〕

○議長(松岡駒吉君) 椎熊君より、議事進行について、総理大臣の答弁忌避に對して……(発言する者多く、議場騒然、駆逐不能)許可いたします。椎熊君。(拍手)

〔椎熊三郎君登壇〕

○椎熊三郎君 私は、國会の權威のために重太なる發言をしたいと思ひます。従つて、議場が騒然としておつては私の趣旨が徹底いたしません。この騒ぎが治まるまでは發言いたしません。

度、言動に出でることを、私ははなはだ遺憾に存する。(拍手)諸君、吉田経理大臣は、その在野党時代において、彼は日ごろ主張していくく、身をもつて新憲法下立憲の常道を確立することが自分の一大使命であると呼号しておった。私は、彼のこの空虚な言葉をもつて、実は言葉だけはりつぱであるが、彼の今までの國会議員としての議員生活を見るときには、彼の誇張したるこの言説は、いかにも國民を欺瞞するものであると私どもは考えておる。

では、この第三回國会を円満に遂行せしむることは不可能である。

私は思うに、第三回國会は國家公務員法という重大なる法案を審議せねばならない。従つて、われゝ國會議員は、議員たるの職責を……。

○発言する者多し

○議長(松岡駒吉君) 議事進行の結論

○椎熊三郎君(続) 総理大臣の所信を承らなければならぬにもかかわらず本日この議場における総理大臣の態度

〔発言する者多く、議場騒然〕
○議長（松岡駒吉君） 請願に願いま
す。——椎熊君よりは忌避に関してと
ありますが、総理大臣はあとで一括し
（拍手）
その例証として、われらは第一回國
会にあたりましては三百余日の議會を
継続した。その際、在野党の第一党

は、あれは一体何か。質問者に対する答弁を忌避するが、ときあの状態では、断じてこの議事を円満に遂行することはできないと私は思う。(拍手)

出席國務大臣

官報號外

昭和二十三年十一月十日 衆議院会議録第七号 議事進行に関する相熊君の発言 院長の新生

衆議院會議錄第七号 議長の報告

1

一、去る十月二十三日以後召集に應じた議員は次の通りである。
岐阜縣第一區選出 大野 伴陸君
和歌山縣第二區選出 松本 眞一君
（十月二十五日）
大阪府第三區選出 原田 憲君
（十一月八日）

議院運営委員会	一、昨八日理事互選の結果次の通り當選した。
山下 榮二君	吉川 兼光君
神山 繁一君	中村 俊夫君
小島 徹三君	中野 雄熊
石田 一松君	三郎君
成重 光眞君	平川 篤雄君
中野 四郎君	田中 久雄君
林 百郎君	榎原 寧君

三二七	渡邊 良夫君	四一〇	降誠 德勝君
三二八	根本龍太郎君	四一四	泉山 三六君
三二九	廣川 弘禪君	四一八	益谷 秀次君
三三五	岩本 健行君	一、去る十月二十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	
三三七	森 幸太郎君		
三三八	周東 英雄君		
三四四	植原悅二郎君		
三四五	林 讓治君		
三四六	茨城縣第二區選出員		
三四七	大石 武一君		
三四八	田口助太郎君		
三五七	松浦 繁君		
三六〇	青柳 高一君		
三六一	原健三郎君		
三六二	山本猛夫君		
三六七	三七〇		
三七一	小島 徹三君		
三七六	山田 一松君		
三七七	成重 光眞君		
三七八	中野 四郎君		
三八〇	佐々木秀世君		
三八六	佐々木秀世君		
三八七	辻 寛一君		
三九〇	山口 好一君		
三九二	中嶋 勝一君		
三九四	石田 博英君		
三九五	古賀喜太郎君		
三九七	吉川 兼光君		
四〇一	鈴木 仙八君		
四〇二	淵上房太郎君		
四〇三	平澤 長吉君		
四〇四	千賀 康治君		
四〇八	松田 正一君		
	議院運営委員		
	淺沼稻次郎君		
	石田 博英君		
	高橋 英吉君		
	佐々木更三君		
	山下 繁三君		
	神山 荣一君		
	小島 徹三君		
	吉川 兼光君		
	中村 俊夫君		
	篠口 晃君		
	佐々木秀世君		
	辻 寛一君		
	山口 好一君		
	中嶋 勝一君		
	石田 博英君		
	吉川 兼光君		
	鈴木 仙八君		
	淵上房太郎君		
	平澤 長吉君		
	千賀 康治君		
	松田 正一君		
	議院運営委員会		
	理事		
	石田 博英君		
	椎熊 三郎君		
	吉川 兼光君		
	鈴木 仙八君		
	淵上房太郎君		
	平澤 長吉君		
	千賀 康治君		
	松田 正一君		
	予算委員		
	外務委員		
	水産委員		
	遞信委員		
	前田 正男君		

一、昭和二十二年度農業所得の確定申告に對して、政府は全面的に近い更正をなしている。この場合税務署は署の基準で、それに満たないものには一律に基準による計算で更正している方が多い。したがつて開墾地、粗悪耕地などで收穫の少いところ、被害のため收穫の少いところ、被害のため收穫の少いところとして更正している。

それぞれに事情が異り、したがつて所得の異なる納稅者を一律に扱う結果は、不当更正の濫発となつた。なるほど、更正に對しては、審査請求をなしうるが、請求にして決定を見るまでは更正額の納稅は猶予されない。その間納稅者は政府の誤りのため不當に苦むのである。しかも審査請求をする納稅者は、税務官吏から、きわめて不親切な取扱を受け、容易に正当に権利の行使ができないで泣寝入をする場合が多いのである。

かかることが行われてよろしいのか。かかる無責任な調査なるもので更正して、追徴税を課してよろしいか。税務署が誤りを承知した場合は、直ちに更正取消をなすべきではないか。審査請求期間中は、ある程度まで納稅猶予の処置をとるべきではないか。

一、税務官吏の行爲には、依然として人民支配の觀念に支配されてい

るもののが見受けられる。これはただに納稅者を不法に苦めるばかりでない。民主化途上にある日本國民の民主主義的成長を、官吏が抑圧するといふ許すべからざる罪惡である。これらの点について政府は至急調査し、改むべきは改めさせ、責任を取らすべきは取らせるべきでない。

[附記] 以上のことについて、政

府が調査に必要ならば、小生において、証人その他を示す。

右質問する。

昭和二十三年十月二十三日

衆議院議員山口武秀君
内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議員山口武秀君提出所得稅徵收における税務官吏の行爲についての質問に対する答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員山口武秀君提出所得稅徵收における税務官吏の行爲についての質問に対する答弁書を送付する。

一、所得稅の課稅標準たる所得金額は、各納稅者ごとに毎年の收入金額から收入を得るために要した必要経費を控除して計算すべきであつて、税務当局は、個別的に正確な所得計算の行われることを期待しているが、納稅者の最近における申告の状況に照し、正確な所得計算が困難な場合は、一應の申告

の目安を與えるのが納稅者に便宜であると考え、農業所得と反当所得基準によつて計算し又は営業者の予定申告を前年度分の一定倍数により計算することを示唆したものであつて、納稅の現段階においては相当な措置であると考える。

一、所得申告の参考のため一應申告の目安を示唆したものであることを前記のとおりである。目安は、内容にわたつて示唆することが適當な場合もあり又内容にわたらぬで示唆しても事足る場合がある。要は具体的な事例について、その要不要乃至その程度を判断すべきであつて、当該税務署は、その趣旨の説明をなしたものと考える。

一、質問主意書摘示の水戸税務署及び小川町役場に関する二事実については、その事実の詳細を調査した上、おつて回答する。

一、質問主意書摘示の麻生税務署に関する事実については、事実の詳細を調査した上、おつて回答する。

一、昭和二十二年分農業所得の確定申告に対する更正に際しては、中庸と認められる基準により所得金額を計算している場合が多いこと

は事実であるが、これは平準化していると認められる農家又は農地に対してであつて、開墾地、粗悪耕地又は災害耕地等平准化してい

ない農地については、適當な調整を図つております。所得の異なる納稅者を一律に取り扱うような結果に陥らないことに留意している。しかし、多数の納稅者について十分調査が徹底しない向もあつたので、税務署がその誤りを知つた場合は、直ちに訂正を行い、且つ、その誤りを是正した結果によつて追徴稅を課すべきか、課すべきでないかを決めている実状に在る。なお、審査請求があつた場合においても、誤りが明瞭な場合等においては、税金の全部又は一部の徵稅の猶予をなしている場合もある。

一、申告納稅制度を根幹とする現在の稅務の運営については、税務官吏は、一面において納稅者の相談相手となり、他面において正當に納稅が行われたか行われないかの審判者となり、究極において、稅法に定められた納稅が公正に実現されることを念願としている。

一、昨八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

所得稅徵收における税務官吏の行爲についての再質問主意書（山口武秀君提出）

所得稅徵收における税務官吏の行爲についての再質問主意書（山口武秀君提出）